

事業者様向けFAQ

・電子契約はどのような案件が対象になるのか？

水道局財務課の発注案件（工事・業務委託・物品・印刷物製造に係る当初契約、変更契約）が対象となります。（財務課以外の発注案件は電子契約の対象外です。）

・電子契約を利用するためには申請が必要か？

電子契約の利用には、市契約課への申請が必要です。

（一度申請頂ければ、以後取下げが無いかぎり有効です。）

別紙「電子契約利用申請書」を契約課宛てメール

（keiyak@city.sasebo.lg.jp）へ送付してください。（押印不要。ワードのままでも結構です。）

・電子契約利用のためには別途登録や費用が必要か？

別途登録、費用は必要ありません。

ただし、インターネット接続に係る費用等は事業者の負担となります。

・電子契約利用のためにはどのような環境が必要か？

通常のインターネット環境（ホームページ閲覧、メールの送受信等）があれば原則利用可能です。

・電子契約にはどのようなメリットがあるのか？

事業者が行っている契約書の製本、代表者印の押印・割印、収入印紙の貼付等が不要となり時間短縮や費用の削減に繋がります。

・電子契約は必ず利用しないといけないのか？

電子契約を利用するかどうかは、事業者様の申請に基づくものであり、任意ですので、従来の紙契約でも対応可能です。

※前述のメリットもありますので、電子契約の積極的な活用をお願いいたします。

・電子契約の利用申請をしている場合でも、紙契約になる場合もあるのか？

共同企業体との契約や契約過程において遅延が想定される場合については、一部電子契約の対象外となる場合があります。あらかじめご了承ください。